

的に指摘したが、誤りが見受けられたことは遺憾である。

所管財産等について、日常的に現状確認と台帳の照合を行い、財産の有効活用と適正管理に努められたい。

4 会計課

(1) 金庫内物件の管理状況

金庫内物品保管簿（有価証券）において、各種出資等の証明となる証券等のうち、原本が存在せず、支出伝票の写し等を証拠書類として保管している事例がいくつか見受けられた。

【監査委員の意見】

各種出資等の証明となる証券等の原本がない場合には証券等の再発行等により保存することとされたい。

5 学校教育課

(1) 平成26年度小学校・中学校管理運営事業における土地賃借料について

土地賃借契約書の原本が所在不明で、その契約書の写しを保管しているものが見受けられた。

【監査委員の意見】

契約書の原本がない場合は、改めて再契約し、原本を保管されたい。

また、長期間に渡る契約の為、いまだに合併前のまま契約条件等が統一されていない実態があるので、次期契約更新時において、適正に処理されたい。

6 消防本部

(1) 平成26年度消防団一般経費

消防団員退職報償金負担金について、団員の条例の定数（2,014人）により支出しているが、団員の実数（1,866人）は条例の定数に比べ148人不足しており、佐渡市はその人数差分の不要な負担金（平成26年度は2,841千円）を支出していた。

【監査委員の意見】

合併後の平成17年当時の実数は1,944人ですでに定数より70人の不足であったが、その後10年間で団員が減少し、現在は当時の倍以上の148人となっている。

このため、これまでの10年間に合計で19,800千円を超える不要な負担金を支出していたことは、佐渡市にとって大きな損失である。

消防団員の加入促進の強化はすべからざるが、これまでの推移をみても、この定数までに団員が増加することは見込めないのが現状であり、条例における定数は現実に即した実数に近いものに改正し、不要な負担金の支出を防ぐべきである。

特に、現在の条例の定数は市町村合併時にそれぞれの旧市町村の定数を合算したものであり、佐渡市が合併し10年以上が経過した現在、消防

組織の体制も変わり、さらに合併直後から大幅な人口減少という実態もあるため、これを機会に消防団員の定数について、現状を見据えて見直しを検討されたい。

7 総務課

(1) 補助金等交付要綱について

佐渡市の「補助金・負担金等の見直し方針」が平成19年度に決定されていたが、各課への周知徹底が不足しており、補助率の明記がない補助金交付要綱が見受けられた。

(2) 事務嘱託員の業務について

佐渡市の非常勤特別職である嘱託員が独立した他団体の会費徴収を行っていた。

【監査委員の意見】

補助金交付要綱の不備の解消に向け、各課に対する指導を強化されたい。

また、嘱託員の業務については、行政の公平性を担保し、独立した特定団体への便宜供与とならないよう是正されたい。

8 財務課

(1) 補助金等交付申請手続きについて

補助事業における年度内完了の認定には、実施主体の補助対象経費の支払いが3月末日までに完了していることが必要であることを他課職員

に周知徹底していなかった。

(2) 契約事務について

250万円以上の工事に関する随意契約については、公表義務があるにもかかわらず実施されていなかった。

【監査委員の意見】

補助金交付等申請手続きの誤りの解消について、主体的に各課指導と周知徹底を実践されたい。

契約事務について、250万円以上の工事に関する随意契約は、規則どおりに適正に公表されたい。

9 上下水道課

(1) 平成26年度国府川浄化センター等管理業務委託について

当該業務委託の当初の業務内容に含まれない故障について、その修繕工事は市が直営で施工すべきであるが、委託業者の判断による施工として工事費を管理業務委託費に増額変更として上乘せした事例が2件あった。

【監査委員の意見】

市の施設所有者としての責任の範囲と管理業務委託における業務内容を明確に区分するとともに、双方が綿密に連携し、十分な協議を経て適正に施設管理業務を遂行するよう求める。